

昭和37年3月10日



128号

区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
湯浅孝治
編集
税務課調査係
電話代表2151

印刷
株式会社 巧文社(織田)



(区民税申告書の受付)

特別区民税は、従来所得税を基礎にしておりましたが、今回地方税法の一部が改正され、区においても区税条例を改正し、新しい方法で区民税を計算することになりました。これと同

特別区税条例が改正され

申告の期限が**3月20日**になりました

時に申告制度も改められ、いろいろな控除は、申告によって行うことになりました。このお知らせでは、区民税の改正に関する特別号として、次頁以降にそのあらましを説明することになりました。

納税でああなたの住みよい町づくり

特別区民税の改正

—37年度分から実施—

◎ 区民税額の計算

区民税=均等割700円+所得割

所得割=(前年の所得額-所得控除額)×税率-税額控除

税率は、従来所得税額の28%でありましたが、今回の改正により課税所得金額を区分してそれぞれの区分に応じた税率を適用する超過累進税率となりました。

◎ 所得額の計算

所得は10種類に区分されており、各種の所得金額は、36年中の収入金額から必要な経費を差し引いて計算します。

◇ 事業専従者があるとき……………総収入からつぎの額が控除される。

青色申告者……………8万円を限度

白色申告者……………5万円

$$\left. \begin{matrix} \text{事業所得} \\ \text{不動産所得} \\ \text{山林所得} \end{matrix} \right\} \div (\text{専従者の数} + 1) \text{ のいずれか低い額}$$

◇ 給与所得者の場合

いわゆる給与とは、給料、賃金、賞与、恩給、年金などをいいます。これらの給与所得には、次のような給与所得控除があります。

給与の収入が41万円以下のとき……………(収入金額-1万円)× $\frac{2}{10}$ +1万円

給与の収入が41万円をこえ

71万円以下のとき……………(収入金額-41万円)× $\frac{1}{10}$ +9万円

給与の収入が71万円をこえるとき……………12万円

◎ 所得控除

雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、基礎などの諸控除の計算は、所得税と同じですが、扶養控除は所得税とは異なっております。

◇ 雑損控除

36年中に災害や盗難により資産(家屋、家財道具、事業用の機械器具など)に損害を受けた場合には次の計算により雑損控除が受けられます。

損害金額-損害保険などで補てんされる金額 (各種の所得の合計額× $\frac{1}{10}$) ……雑損控除額

◇ 医療費控除

36年中に医療費を支払った場合には、次の計算により医療費控除が受けられます。

支払った医療費の総額-保険金などで補てんされる金額 (各種の所得の合計額× $\frac{5}{100}$) ……医療費控除額
(最高15万円)

◇ 社会保険料控除

36年中に社会保険料を支払ったり、または給与から差し引かれた場合には、支払ったり、または給与から差し引かれた保険料の全額について社会保険料控除が受けられます。

社会保険料とは……………国民健康保険、国民年金、健康保険、厚生年金、失業保険などの保険料をいいます。

◇ 生命保険料控除

36年中に生命保険料を支払った場合には、次の計算により生命保険料控除が受けられます。但し、生存保険で保険期間が5年未満のものは控除されません。

支払った保険料の合計額が15,000円以下のとき……………支払った保険料の全額

支払った保険料の合計額が15,000円をこえ

30,000円以下のとき……………(支払った保険料の全額-15,000円)× $\frac{1}{2}$ +15,000円

支払った保険料の合計額が30,000円をこえるとき……………22,500円

◇ 扶 養 控 除

扶養控除の対象となる扶養親族は、36年12月31日現在で納税義務者と生計を一にしている親族で、36年中の所得が5万円以下の人をいい、次の金額が控除されます。

扶養親族が1人の場合……………7万円

(但し、配偶者の所得が5万円をこえるときは、5万円)

扶養親族が2人以上の場合……………1人のときの扶養控除額に、1人ふえるごとに3万円を加えた金額

◇ 基礎控除……………9万円

◎ 税 額 控 除

障害者(本人及び扶養親族)、老年者、寡婦、勤労学生に該当する人は、所得割額から1,400円を控除されます。

◎ 税金のかからない人

障害者、未成年者、老年者、または寡婦で、36年中の所得が15万円以下の人は税金がかかりません。

◎ 申告制度について

申告義務が法律で定められて、基礎控除以外のいろいろな控除は申告に基づいて控除をすることになりましたので、3月20日までに申告書を提出しない人、または申告書に控除の記入のない人は控除されません。

◇ 申告をしなければならない人

昭和37年1月1日現在当区内に住所があった人で、商業、工業、農業、医業などの事業をしている人や、地代、家賃、配当などの所得のある人。

◇ 申告をしなくてもよい人

給与所得者……………給与所得のみのもので、勤め先で給料をもらうとき、区民税を差し引かれて
いる人。

36年中に所得がなかった人。

◇ 申告書は、皆さんのお宅へ直接係員が配布します。

◇ 申告書の受付

区役所または梅島支所の税務課、またはもよりの出張所

◇ 申告について不明の点があるときは、区役所または梅島支所の税務課にご相談下さい。

◎ 税 額 計 算 の 例

◇ 給与所得者 (年収50万円、妻及び子ども3人、社会保険料1万2千円、生命保険料2万円の人)

1. 給与所得控除額 $(50万円 - 41万円) \times \frac{1}{10} + 9万円 = 9万9千円$

2. 所得額 $50万円 - 9万9千円 = 40万1千円$

3. 所得控除額 27万9千5百円

社会保険料 1万2千円

生命保険料 $(2万円 - 1万5千円) \times \frac{1}{2} + 1万5千円 = 1万7千5百円$

扶養控除(4人) 16万円

基礎控除 9万円

4. 課税所得額 $40万1千円 - 27万9千5百円 = 12万1千5百円$

5. 税 額

12万1千5百円のうち

10万円分は $\frac{2.8}{100}$ 2,800円

2万1千5百円分は $\frac{4.2}{100}$ 900円

} 計 3,700円……………所得割額

年税額は、 $3,700円 + 700円 = 4,400円$

◇ 事業所得者 (物品販売業、白色)

売上金額	250万円
期首たな卸高	35万円
期末たな卸高	40万円
仕入高	180万円

事業専従者(長男)	5万円
必要経費	25万円
扶養親族(妻、長女、2男)	
社会保険料	5千円
生命保険料	2万円

1. 売上原価 35万円+180万円-40万円=175万円
2. 差益金 250万円-175万円=75万円
3. 所得額 75万円-(5万円+25万円)=45万円
4. 課税所得額 45万円-(社会 生命 扶養 基礎5千円+1万7千5百円+13万円+9万円)=20万7千5百円
(これに税金がかかる)

5. 税 額
20万7千5百円のうち
10万円分は $\frac{2.8}{100}$ 2.800円
10万円をこえ20万円までの10万円分は $\frac{4.2}{100}$ 4.200円 } 計 7.420円……所得割額
残りの7千5百円分は $\frac{5.6}{100}$ 420円 }
年税額は、 7.420円+700円=8.120円

◇ 譲渡所得のある場合

譲渡所得の収入金額	50万円
取得価額	15万円
譲渡経費	1万円
事業所得の収入金額	100万円
必要経費	60万円

1. 所得額
譲渡所得+事業所得=総所得金額
譲渡所得=(収入金額-取得価額-譲渡経費-15万円)× $\frac{1}{2}$
= (50万-15万-1万-15万)× $\frac{1}{2}$
= 9万5千円
事業所得=(収入金額-必要経費)
= 100万-60万
= 40万円

総所得金額=9万5千円+40万円=49万5千円

2. 所得控除額 (妻及び子ども2人、社会保険料5千円、生命保険料1万円)
社会 生命 扶養 基礎5千+1万+13万+9万 =23万5千円

3. 課税所得額
49万5千円-23万5千円=26万円 (これに税金がかかる)

4. 税 額
26万円のうち
10万円分は $\frac{2.8}{100}$ 2.800円
10万円をこえ20万円までの10万円分は $\frac{4.2}{100}$ 4.200円 } 計 10.360円……所得割額
残りの6万円分は $\frac{5.6}{100}$ 3.360円 }
年税額は、 10.360円+700円=11.060円

個人事業税の申告は
3月20日まで

昭和37年度から申告制度になりました。申告しないときは各種控除【損失の繰越控除(青色申告者のみ)・被災たな卸資産の損失の繰越控除・雑損失の繰越控除・事業専従者控除】が認められません。

必ず期限までに申告して下さい。申告について不明の点は、当係にお尋ね下さい。

東京都足立税務事務所
個人事業税係
電話8813106番(代)

申告所得税の申告と納税は……………3月15日まで
(足立税務署)